

## 施設の維持管理に関する計画書

### 1. 日常管理方法

- ①搬入される廃棄物について荷降ろしする前に、目視検査を実施する。
- ②荷降ろし後、埋立処分が可能な廃棄物であるか種類及び、性状を展開検査する。
- ③またマニフェストで産業廃棄物の種類及び数量を確認する。
- ④作業時には出入口に交通整理員を配置し、通行の安全を確保する。
- ⑤作業終了後には門扉（出入口）を閉鎖し施錠する。

### 2. 定期管理方法

- ① 地震、台風等の異常事態の直後には必ず、施設の点検を実施し、被害箇所がある場合には速やかに適切な対策を施し復旧する。
- ② 法面の安定状況及び、排水溝が設置されている箇所は、適切に機能しているか定期的に点検する。

### 3. 安全管理

- ① 埋立地に、むやみな人の立ち入りを防止するため、埋立地の周囲に囲いを設置する。囲い又は門扉が損傷した場合は速やかに補修整備する
- ② 作業時には出入口に交通整理員を配置し、通行の安全を確保する。
- ③ 作業終了後には門扉（出入口）を閉鎖し施錠する。
- ④ 夜間は警備会社に委託する。

### 4. 記録管理

- ① 最終処分場の維持管理に当たって行った、点検・検査その他の措置の記録は記録簿に整理し廃止まで保存する。
- ② 廃棄物の搬入に係る車両の確認及び、廃棄物の種類の確認については、これを記録し2年間保存する。
- ③ 埋立処分の進捗状況を3ヶ月に1回、同一の位置から写真撮影し最終処分場維持管理状況報告書に添付する。